

【3号議案】

～北海道地方非常通信協議会会則等の改正（案）について～

次のとおり、会則及び関係規定の改正を提案します。

1 「北海道地方非常通信協議会会則」の改正

- (1) 「幹事」を役員と位置づける。(第5～6条関係)
 (旧) 役員 会長
 (新) 役員 会長及び幹事
- (2) 「総会」の開催時期の削除及び成立要件等を定める。(第11条関係)
 (旧) 毎事業年度終了原則として1か月以内に開催する。
 (新) 毎事業年度1回開催する。
 成立要件：委員の過半数 議決用件：委員の過半数
- (3) 「幹事会」の招集者、成立要件等を改正する。(第12条関係)
 (旧) 事務局長が招集する。
 (新) 会長が招集する。
 成立要件：幹事の過半数 議決用件：幹事の過半数
- (4) 「事務局」の体制を変更する。(第14条関係)
 (旧) 事務局：北海道総合通信局内に置く。
 事務局長：北海道総合通信局無線通信部長
 事務局次長：北海道総合通信局無線通信部陸上課長
 (新) 事務局：北海道総合通信局内無線通信部陸上課内に置く。
 事務局長：北海道総合通信局無線通信部長陸上課長
 事務局次長：廃止、書記：廃止（「事務局員」を置く。）
- (5) その他、条項の繰り上げ、全体的に表現訂正が必要な箇所を修正する。

2 「北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程」の改正

- (1) 会則改正に伴う条項の変更
- (2) その他、全体的に表現訂正が必要な箇所を修正する。

3 「北海道地方非常通信協議会表彰規程」の改正

- (1) 会則改正に伴う条項の変更
- (2) その他、全体的に表現訂正が必要な箇所を修正する。